

東大和市を相手にした住民監査請求			
	訴訟委託費等に関する監査請求	訴訟委託費等に関する監査請求	訴訟委託費等に関する監査請求
提出年月日 番号 対象	2023.11.6 大監収第22号 文書課	2023.11.6 大監収第23号 中央公民館	2023.12.19 大監収第34号 文書課
概要	東京地裁立川支部令和2年(ワ)第2710号・東京高裁令和4年(ネ)2972号に関して、23年1月6日、東大和市長(担当課:総務部文書課)が弁護士橋本勇に対して行った1,188,000円の公金の支出は違法である。	東京地裁立川支部令和3年(ワ)第3483号・東京高裁令和5年(ネ)720号に関して、2023年10月6日、和地仁美東大和市長(担当課:教育部中央公民館)が弁護士橋本勇に対して支払った報酬金1,069,200円は異常ともいえる高額であり、その他の弁護士報酬も過大であり、不当な支出にあたる。	東京地裁立川支部令和2年(ワ)第2710号・東京高裁令和4年(ネ)2972号に関して、2021年3月5日と2022年8月12日に東大和市長が橋本勇弁護士に支払った着手金計1,188,000円(各594,000円)は通常の着手金と比較して過大な支払いであり不当である。
詳細	当該裁判につき、橋本弁護士から2022年11月21日付の請求があり、東大和市が同訴訟事務委託の成功報酬として2023年1月6日付で支払いに応じた。しかし、確定判決(最高裁判所第二小法廷 令和5年(オ)第418号・令和5年(受)第519号)が出たのは2023年8月4日である。民事・刑事を問わず確定判決を得るまでは訴訟は終結しておらず、この段階で弁護士に成功報酬を支払うことは公金の違法な支出にあたる。東大和市長は1,188,000円及び2023年1月6日以降得るべきであった利子分について損害を受けた。よって、同市長は直ちに橋本弁護士に支払った。東大和市長は同弁護士に対し1,188,000円の返還を求め、2023年1月6日から返還済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求しなければならない。	23.5.17高裁判決を受け、東大和市長が橋本弁護士の請求に応じて支払った成功報酬は通例に反する不当な高額であり、通常であれば失われるべきでなかった公金の額1,581,360円は市長が補填するべきである。契約方法(随意契約)や契約内容も問題があり、相見積り等の検討が必要であり、安易な前例踏襲をするべきでない。	日本弁護士連合会弁護士報酬基準などをもとに算出した場合、経済的利益が73万円なので着手金は58,400円だが、最低額が10万円なので、これを多く見積もって20万円としても合計着手金は40万円となる。いっぽう東大和市長が支払った着手金は1,188,000円である(しかも、請求日当日(2022年7月28日)が翌日(2021年2月19日)に支払っている。このこと自体、通常ではあり得ない支払い方法である)。このことにより公金788,000円は不当に失われたことになり、管理者である市長が補填すべきである。契約方法(随意契約)や契約内容も問題があり、相見積り等の検討が必要であり、安易な前例踏襲をするべきでない。
結果 年月日	棄却 2023.12.25	却下、及び棄却 2023.12.25	却下 2024.1.15
概要	本件は東京高裁令和4年(ネ)2972号に関しての契約を行っており、上告に際しては委託契約を行っていないため違法な支出とはいえない。	①本件請求の財務会計行為のうち、令和4年3月11日に支払が行われたものについては、請求期限が1年を経過していることから却下 ②その他については、理由がないことから棄却 また、相見積り等の必要性・前年踏襲の見直しについては対象外。	地方自治法第24条第2項ただし書きにある「正当な理由」にあらず却下
詳細	※上記内容に付け加えることなし	【弁護士報酬について】契約の自由(民法第643条)から、また委託先法律事務所の報酬規程※(行政訴訟として経済的利益を2,000万円と算定)を適用しているのが合法。市の公共施設を利用する市民などにも影響が考えられる案件であることから、弁護士報酬の算定の基礎となる経済的利益の額が算定不能な場合とすることに合理性がある。 ※弁護士費用については、橋本勇弁護士が所属する東京平河法律事務所報酬規程(以下「規程」という。)に基づく。本件訴訟は、損害賠償請求の形をとっているが、実質的には行政に関する事件に当たる(規程第16条第1項により、経済的利益の金額を2,000万円とした)。第16条第2項を適用して、着手金及び報酬の額を規程第16条をそのまま適用した場合の1/2とした(「規定」そのものは示されず)。	最高裁判所における平成14年9月12日の判決(?? 引用者記号)では、「正当な理由」の有無は、特段の事情のない限り、普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものである(最高裁昭和62年(行ツ)第76号同63年4月22日第二小法廷判決・裁判集民事154号57頁参照)による。 ・令和3年3月5日に支払われた着手金については、令和3年9月に作成された令和2年度行政報告書において予備費の項(601頁)で記載されている。 ・令和4年9月15日に開催された令和4年第3回市議会定例会の決算特別委員会(以下「決算特別委員会」という。)において担当課長が「費用としましては、令和2年度に着手金59万4,000円、令和4年度に日当44万円を支出いたしました。令和4年の6月に控訴されましたので、現在係争中であります。令和4年度には、着手金59万4,000円を弁護士へ支払いしました。」と説明をしている。 ・本決算特別委員会の映像などは、公式ホームページにおいてライブ配信されるとともに、概ね1週間後からいつでも市の公式ホームページで閲覧することができる。加えて、令和5年2月16日からは本決算特別委員会議事録についても、市の公式ホームページで閲覧できる状況である。
評価	最高裁判決が出ていない段階で成功報酬の公金からの支出は違法である。 契約書、ならびに協議書の内容そのものに不備がある。 地裁判決を受け控訴されたことにより、地裁での成功報酬は0としている。これにならば、高裁でも上告されたことに伴い、(少なくとも最高裁判決までは)報酬0とすべきである。	①について: 監査請求を提出した段階で補正を求められなかった。また、2回の意見陳述に欠席の連絡をしたが、入院中であることも事務局に伝えられている。そのさいにも補充の資料等の提出は求められなかった。 ②について: 損害賠償請求である本訴訟を行政訴訟とみなし経済的利益を算定することは根拠がない。このような扱いを許せば、行政窓口を相手とする訴訟はすべて行政訴訟となってしまう、公金の支出は計り知れない。 そもそも橋本弁護士の所属する東京平河法律事務所報酬規程なるものが示されていない。	最高裁判決「普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される」がそもそも住民に過酷な負担を前提としている。また、ネット上での公開は文書の閲覧・複写とは基本的に異なるものである。そもそも当該支出事実について公開されているものであれば、また簡単にたどり着けるものであれば、情報公開請求の段階でその点が指摘され、公開には及ばないことになる。しかしながらそのようなことはなく公開されたという事実が、容易に検索できる事実ではないことを示している。